保護者の皆様へ

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

「ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）」を使った保育の電子申請について

京都市では、マイナポータルの「ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）」を使った、保育の現況届の提出や、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所等の利用申込みが可能です！

1　サービス内容

内容
保育利用現況届出書の提出
保育園（所）の利用申込み
教育・保育給付認定の申請（１号・２号・３号）

2　マイナポータル及び「ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）」の利用方法

マイナポータルを利用するには、①マイナンバーカード、②パソコン及び IC カードリーダライタ又は③マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。

マイナポータルへのログインについてご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください（0120-95-0178 におかけ頂いた後、「４番」のマイナポータルをご選択ください。）。　▶マイナポータルサイト：https://myna.go.jp/

3　ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）でできること

⑴　ぴったりサービス

利用者はログインすることなく、ワンストップサービスでご自身の状況にあったサービスを探すことができます。

⑵　電子申請（オンライン申請）

利用者は申請事項の入力や、ファイルの添付のうえ申請を行うことができます。必要に応じてマイナンバーカードを用いて電子署名を付けることが可能です。

電子申請を初めて利用する場合は…　マイナンバーカードを取得し、パソコン又はマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンでマイナポータルアプリケーション「マイナポータル AP」をインストールしてください。

4　ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）を用いた現況届出書の提出方法

※　現況届出書の提出締切日や添付書類等については、毎年６月下旬に配布する案内を御参照ください。

①　マイナポータルにログインします（マイナンバーカードとマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）の入力が必要です）。

②　サービス検索ページから、京都府京都市の「現況届出書」にチェックを入れ、「申請する」をクリックします。

③　メールアドレス、電話番号を入力し、申請画面へ進みます。

④　指示に従ってそれぞれの申請内容を入力してください。

⑤　世帯状況や保育が必要な事由に応じて添付書類が異なります。書類については、画面の指示に従いファイル（スキャナー読取り、カメラ撮影、データ保存、いずれも可。PDF、XLSX、DOCX、JPG 可。）を添付してください。添付できなかった書類については郵送で御提出ください。

《添付が必要な書類》

保育が必要な理由に応じた添付書類

・就労証明書
・スケジュール申告書
・り災証明書
・母子手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載ページ）又は出産証明書
・診断書、介護保険被保険者証等の写し
・求職活動申告書及び求職活動の内容が分かる書類（ハローワーク受付票の写し等）
・在学証明書又は雇用訓練の受講決定通知等
・時間割表、シフト表など

※　原則、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）をお持ちの場合は手帳の写し添付は不要ですが、京都市で確認できない場合は後日提出を求めることがありますので、御了承ください。

※　ぴったりサービスを利用して現況届出書を提出いただく場合に限り、就労証明書等の原本提出を不要とします。添付ファイルが不鮮明であった場合等には、原本を確認させていただくことがありますので、原本は、保管しておいてください。

⑥　手続は以上です。在園中の保育施設には、ぴったりサービスを利用して提出した旨をお伝えください。

５　ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）を用いた保育利用申込み及び教育・保育給付認定の申請の方法

※　年度途中の保育利用申込みの締切日は、利用開始希望月の前月１０日（閉庁日の場合は前開庁日）です。締切日までに申請が完了している必要がありますので御注意ください。

①　マイナポータルにログインします（マイナンバーカードとマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード（数字４桁）の入力が必要です）。

②　サービス検索ページから、京都府京都市の**「保育施設等の利用申込」**と**「教育・保育給付認定の申請」**にチェックを入れ、「申請する」をクリックします。

※　保育申込をされる方は、**「保育施設等の利用申込」**だけでなく、**「教育・保育給付認定の申請」**と併せて申請が必要となります。

※　幼稚園や企業主導型保育事業、事業者内保育事業所の従業員枠での利用のため、教育・保育給付認定のみ必要な場合は「教育・保育給付認定の申請」にチェックしてください。

③　メールアドレス、電話番号を入力し、申請画面へ進みます。

④　指示に従ってそれぞれの申請内容を入力してください。

⑤　世帯状況や保育が必要な理由に応じて添付書類が異なります。原本の提出が必要な書類は、来庁時にお持ちいただくか、郵送で御提出ください。写しでよい書類については、画面の指示に従いファイル（スキャナー読取り、カメラ撮影、データ保存、いずれも可。PDF、XLSX、DOCX、JPG 可。）を添付してください。

《添付が必要な書類》

ア　保育が必要な理由書

イ　保育が必要な理由に応じた添付書類

・就労証明書（★要原本）
・スケジュール申告書
・り災証明書（★要原本）
・母子手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載ページ）又は出産証明書
・診断書（★要原本）、介護保険被保険者証等の写し
・求職活動申告書及び求職活動の内容が分かる書類（ハローワーク受付票の写し等）
・在学証明書又は雇用訓練の受講決定通知等
・時間割表、シフト表など

※　原則、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）をお持ちの場合は手帳の写し添付は不要ですが、京都市で確認できない場合は後日提出を求めることがありますので、御了承ください。

ウ　世帯状況等により必要な添付書類

・海外居住に係る収入申告書（★要原本）
・同時利用軽減届出書（きょうだい利用）（★要原本）
・資格職であることを証する書類の写し（保育士証、幼稚園教諭免許状、保健師免許証、看護師免許証、管理栄養士免許証、栄養士免許証、調理師免許証など）

⑥　申込月の２０日以降に支給認定証及び利用調整結果通知を御自宅に送付します（マイナポー

タルへの通知（プッシュ型通知）には対応していません。）。入園が決まった場合は、保育施設等から入園手続に関する御案内があります。

※　教育・保育給付認定のみ申請された場合は、申請から２週間頃後に支給認定証を送付します。

※　４ 月申込みの場合は、 １月末に、支給認定証及び利用調整結果通知を御自宅に送付します（マイナポータルへの通知（プッシュ型通知）には対応していません。）。入園が決まった場合は、保育施設等から入園手続に関する御案内があります。入園が保留になった場合は、二次申請に関する御案内を保留通知に同封しておりますので、必要に応じて手続をしてください（申込内容変更等の手続きは、オンラインによる申請はできませんので、直接窓口までお越しください）。

６　電子申請に関する留意事項

・　現況届出書及び保育利用申込みにあたって不明な点は、お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室にお問い合わせください。

・　マイナポータルの操作方法についてはお答えできませんので御注意ください。

・　保育利用申込みにあたっては、希望されるすべての施設を見学されたうえでお申込みされることをお勧めします。内定辞退は原則としてできません。

・　オンラインでの御提出後、世帯状況や保育が必要な状況、希望施設等について変更がある場合は、速やかにお住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室にお届けください。オンラインで変更することはできませんので御注意ください。

▶京都市情報館「令和８年度　保育利用申込みの御案内」：
https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000274712.html

▶京都市情報館「保育の利用について（入園後の注意事項）」：
https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000190911.html

▶マイナポータル：https://myna.go.jp/

▶ぴったりサービス：https://app.oss.myna.go.jp/Application/search